

## 第1回目

行財政改革の一巻として、「補助金交付基準」(案)が提示され、18日締め切りでパブリックコメントが行なわれました。補助金交付に関しては、1,交付基準が明確でない、2,交付の効果がどうか市民には解りにくい、3,交付された補助金が適正に使用されているかどうか不明である、4,一度交付されると既得権化する傾向がある、5,社会情勢の変化などから、補助金交付の本来の目的を十分に発揮されなくなってきたものも見受けられる等、その公平性、公正性、透明性に多くの市民が疑問を持っています。

開かれた市政を推進するためにも、また、厳しい財政状況の中で、限られた財源をより一層効果的に活用するためにも、交付基準を定め、補助金交付のあり方を見直すことになったのは、遅きの感がありますが、やっと一歩進んだのかなと、評価したいと思います。

そこで、基準を作るに当たってのこれまでの経緯、基準案の内容、今後の作業見通しを明らかにすると共に、より良い基準づくりと補助金交付に向けて、何点かの提案と指摘をしたいと思います。

まずは、以下の点についてお答えください。

1, これまでは、どのような基準で交付してきたのですか。

2, 今回の「補助金交付基準」(案)策定までの経緯をお示してください。

3, 補助金交付基準案について、つぎのことにお答えください。

交付の対象事業の分類

今後、補助の対象外となるもの

交付額の基準

見直し期間と見直し方法

効果の評価と公開

実績報告の仕方

補助金の申請と審査

4, 次に、パブリックコメントの結果と合わせて締め切ったばかりで正確な分析はむずかしいとは思いますが、おおまかな分析、その取り扱いについてお示してください。

5 最後に、今後の策定までのスケジュールと策定後の補助金の見直し方法についてお答えください。

## 第2回目

パブリックコメントが63件もあったということは、補助金に対する市民の関心の高さと切実さの表れかと思えます。しっかり分析して、最終調整に反映していただきたいと思えます。

さて、いままで統一的な基準がなく、所管部局がそれぞれ判断してきたことをお聞きして、これでは、市民から不信感を持たれるのもある意味仕方がないのかなという気がいたしました。

ところで、そのようにして交付してきた補助金は、現在、どのくらいあるのでしょうか。先程の、交付対象の事業費、運営費、個人等で分類するとそれぞれどのようになりますか。

また、補助開始からの経過年数別に分けるとどうなりますか。

次に、運営費については、交際費、慶弔費、懇親会費に関しては、対象としないが、飲食費については真にやむを得ないものは対象とするということです。

本来、補助金は事業に対して交付されるべきであり、運営費という分類で交付されている場合も、団体を維持するための経費ではなく、団体が行なう事業に対して交付されるべきものです。交付基準案の「交付額等の基準」(1)対象経費の中の事業費に関しては、「事業の受益者(大会の参加者も含む)に、受益に応じた適正な負担の有無を確認し、受益者負担分を減額して補助額を決定すること。また、受益に応じた負担を求めるべきであると考えられる場合は、負担の有無にかかわらず、こうしたことを考慮して補助額を決定すること。」となっており、受益者負担額分を減額して補助額を決定することになっています。

事業費補助として分類される団体の場合には、受益者負担分は補助対象から除かれ、運営費補助として分類される団体の場合には補助の対象となり得るとするのは、矛盾があります。

運営費補助団体が行なう事業において飲食を伴う場合、その分の費用は、受益者、すなわち飲食をする人が負担をすべきです。飲食費を対象から外すべきと考えますが、いかがですか。また、「真にやむを得ない」という判断はどこがするのでしょうか。

また、基準率を定めて交付することが、その性格上なじまない補助金については、この限りではないということですが、その判断はどこがするのでしょうか。

次に見直し期間を5年と定めたということですが、長すぎるように思いますが、その根拠をお示しく下さい。

見直しの実施機関については、案の中では明記されていませんが、どこが行なうのですか。補助金交付に関しては、先にも述べましたが、「一度交付されると既得権化する」ことが憂慮されていることから、見直し作業は所管部局のみで行なうべきではありません。

行財政改革懇話会からも「補助金の効果測定に当っては、予算から決算に重点を移し、公平、透明性の視点から市民を加えた外部機関を設けるなど、新たな仕組みづくりをされたい。」と提言されています。

補助金の効果測定、正しい使われ方をしているかどうか、今後も補助対象とすべきかどうか、補助額が適正かどうかなどの判定をする市民を交えた外部機関を設置することを基準案の中に明記すべきと考えますが、いかがですか。また、見直しの判定基準も作るべきと考えますが、いかがですか。

効果の評価は所管部局が行ない、公表するとありますが、評価の公表はどのように行なわれるのですか。また、評価の結果のみの公表ではなく、評価の根拠となる「領収書などの支出を証する書類の写しその他の関係書類を添えた報告書」を市民に公開しますか。

補助金の申請についてですが、案では、申請書の審査は担当部局が審査することになっていますが、この申請書の審査においても、市民を交えた外部機関が審査すべきです。なぜなら、新規の交付に関しても、「なぜあそこの団体に補助金が交付されるのだろうか?議員の口利きでもあったのではないだろうか。それとも、職員と癒着しているのではないだろうか。」と有らぬ疑いを持たれかねない場合であっても、市民を交えた機関が審査することによって、公平性、公正性、透明性が増し、市民の不信感を払拭できるからです。

また、交付金見直しの先進地、我孫子市やつくば市では、公募制の導入もなされていますが、公募制を導入するお考えはありませんか。

### 第3回目

現行補助金の内訳を見ますと、事業費補助 52%、運営費補助 22%、個人等への補助 26%となっていることがわかりました。

経過年数では、20年以上のものが17%、30年以上のものが14%と合わせて30%以上もあることが判りびっくりしました。これらは、事業費補助ではなく、運営費補助なるが故に長期に渡って交付されてきたものと考えられます。

運営費を交付対象とする場合は、「団体の存在に公益性があり、団体の設立、運営に当たり、その運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合とする」とありますが、懇話会からの提言では、「補助金交付団体等に対し、自助努力による自立化を促すよう働きかけられたい。」とあることから、旭川市としても、団体における運営基盤の強化等を促し、20年、30年と長期に渡って交付されてきた運営費補助に関してはしっかり見直していくべきと考えます。

補助金は、全国的に運営費補助から、事業費補助への移行が進められ、我孫子市では「補助金の公募を事業にしぼり」、つくば市では「団体運営補助金という位置づけを廃止」、日進市では「見直しの対象となるのは、主に団体の運営費とし」、豊島区でも「事業補助に一本化した」となっています。旭川市においても、今回の基準策定を契機に、運営費補助から事業費を対象とする補助金交付へと随時、整理しつつ移行していくべきと考えますが、いかがですか。

次に、見直しについてですが、外部機関の設置を基準に明記するとのお答えをいただきました。

外部機関が設置された後には、運営費の飲食に関する経費が「真にやむを得ないもの」かどうかの判断や基準額における2分の1の交付がなじまない補助金の判断なども、ここで行なうべきと考えます。ぜひ、市民が納得するような開かれた機関の早期の設置と判りやすい判定基準の策定をおねがいします。

5年の見直し期間の根拠は「交付先の対応を考慮し」ということですが、明確な根拠があるとは思えません。5年では、間延びすることも考えられることや、補助団体や社会経済情勢の変化にすばやく対応することがむずかしいことから、見直し期間を3年とすべきと考えますが、いかがですか。

新規交付を審議する機関の設置と公募制については、今後の課題ということですが、ぜひ、前向きに検討していただきたいと思えます。

先程の我孫子市では、平成11年度をもって市単独の施策的補助金を白紙に戻し、公募制の導入と市民を交えた外部機関による審査を始めました。これは、過去の見直しの反省から、既得権や前例にとらわれない客観性と公平性が確保できる制度であること、時代に適した新規の事業に効果のある適切な補助ができることなどの理由によるものです。

導入によって、平成11年度には既存の全ての補助団体もあらためて公募し、既存38団体のうち24団体、新規9団体のうち7団体が採用され、新旧の入れ替わりを達成することができました。

市民による外部機関である「補助金等検討委員会」は、独自に「審査判定基準」を作成し、それに基づき委員各自が採点を集計した後、全員協議によってランク付けをして、付帯意見と共に提言書としてまとめます。その提言書を受けて、市は内部で検討し、次年度の予算に反映させていきます。ちなみに補助金交付は最長3年間です。

つくば市でも同じように、平成14年度から、公募制の導入と外部機関による審査を始め、既存の250団体が応募し、120が採用され、補助金の整理が進みました。こちらでも3年に一度の見直しを原則としています。

このように、見直しの時にだけ外部機関が審査するのではなく、採用の次点でも外部の目を通すこ

とによって、公平性、公正性、透明性を担保できるはずですが。見直し期間、公募制とともに早急に取り組むことを指摘いたします。

次に、「領収書などの支出を証する書類の写しその他の関係書類を添えた報告書」のうち、各補助団体が保管しているものを公開することは、現行の情報公開条例ではできないとのお答えでした。領収書などを市民がチェックできないことが、ほんとうに補助金が適正に交付されているのか、適正に使用されているのかと、市民が疑問を持ち、不信感を抱く原因の一つとなっています。

旭川市は、現在、「情報公開・個人情報保護委員会」による情報公開条例の見直し作業に入っています。いままでの論議の中で、公文書の定義についても論議され、現行の「庁内での決裁が済んだ文章」から「業務のために取得された文章」へと拡大すべきという意見が出されています。しかし、添付をするかわりに実地調査を行なった後に、団体が保管している書類や文章までも含むのかどうかの議論はまだなされていません。今後、議論を深めて頂き、団体が保管している書類や文章についても、公開の対象にしていくべきと考えます。

情報公開条例が改正されたなら、それに合わせて、公開の対象とすべく基準の見直しをしていくお考えはありますか。

今回提出された基準案には、今述べたとおり、まだまだ不備な点や検討しなければならない点が多々ありますが、「原点に戻って、各補助金の見直しと交付要綱の整理を行ない、来年度の予算に反映させていく」ためには、今から再検討していたのでは間に合いそうもありません。条例などでは、付則として見直し期限を明記したりしますが、基準にはなじまないと思いますので、より公正、公平、透明な補助金交付をめざし、基準のさらなる充実に向けて、理事者の決意をお聞かせください。

何はともあれ、統一的な基準が出来ることは、補助金の効果的な交付という観点からもたいへん喜ばしいことであることは間違いありません。最後に、今後の補助金の交付見直しが、単に財政上の理由による削減、切り捨てになるのではなく、ほんとうに必要なところに必要な補助金が効果的に交付される第1歩となることを願って質問を終わります。